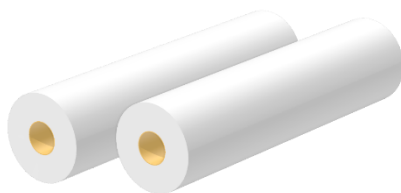


紙パルプ業界

# EPA原産資格調査に関する 運用マニュアル



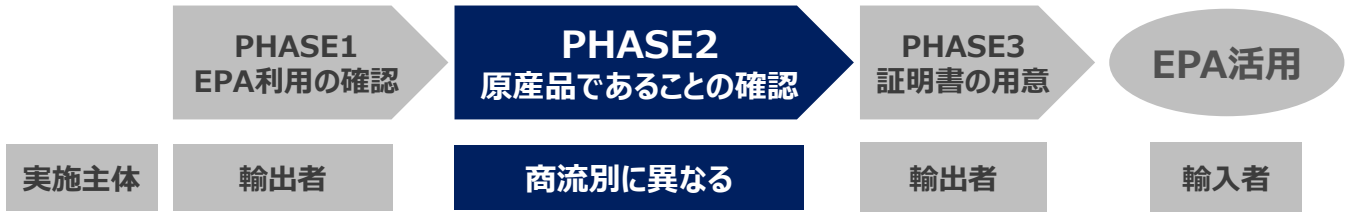
輸出者

# 本マニュアルについて (1/2)

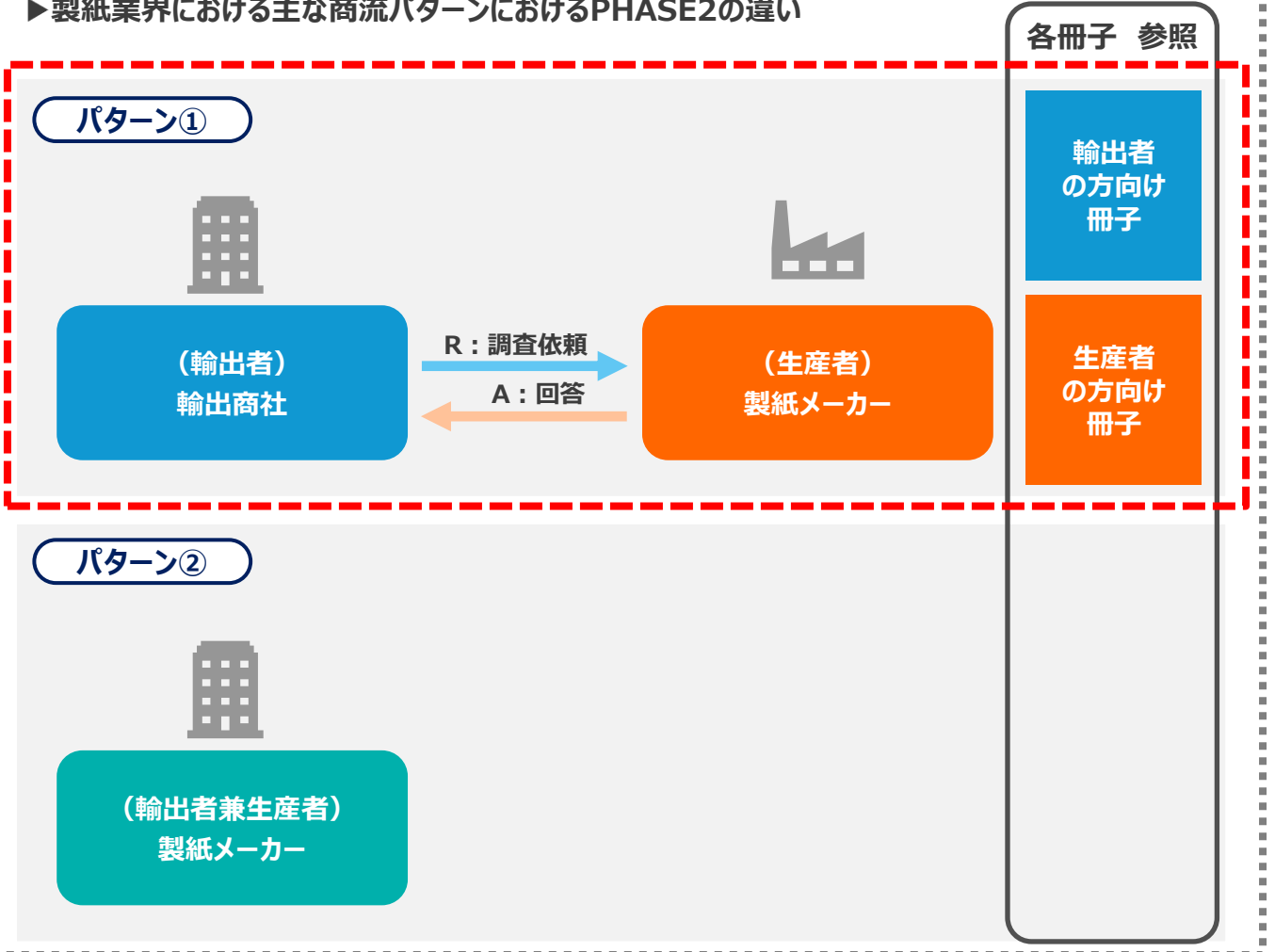
日本から輸出した品物が、EPAを利用して輸入国において関税の減免を受けられるようになるためには、大きく分けて、日本の中で以下3つの工程が必要となり、主に輸出者が主体となって必要な作業を行います。

しかし、このうちPHASE 2については、サプライチェーンの構成により、輸出者のみで完結する場合もあれば、仕入先・外注先にまたがり手続きを進める必要がある場合もあります。そのため、商流のパターンによって、担う役割や、手順フローが異なります。

紙パルプ業界における主な商流パターンは以下の通りです。本マニュアルは、紙パルプ業界の輸出者の立場の方が実施すべき事項に的を絞って解説しています。



## ▶ 製紙業界における主な商流パターンにおけるPHASE2の違い



# 本マニュアルについて (2/2)

## パターン①

(輸出者) 商社、製紙メーカー

### PHASE 1 EPA利用の確認

E  
Export

輸出品

STEP1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

## パターン②

輸出者兼生産者の場合は、  
生産者編の  
A)依頼を受信  
A)回答を送信  
を省略し  
D) 原産資格調査へ進み、  
必要な手続き完了後、  
PHASE3へ進んでください

### PHASE 2 原産品であることの確認

R  
Request

原産資格調査の依頼

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

STEP2

調査結果を確認しよう！

第三者証明

同意通知

自己証明

サプライヤー  
証明書(輸出品)

(生産者) 製紙メーカー

A  
Answer

依頼を受信する

D  
Determine

原産資格調査

A  
Answer

回答を送信する

※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

### PHASE 3 証明書の用意

I  
Identification

原産地証明書の発給/作成

日本商工会議所  
への発給申請

自己証明の  
申告書作成

その他の対応事項

(輸出者) 商社、製紙メーカー

## PHASE 1 EPA利用の確認 (P8~19)

E

Export

輸出品

PHASE1の目的	P10
作業手順	P10
例題	P11
<b>標準フォーム1</b> EPA利用確認シート	P11

STEP1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力	P12
①利用協定	P12
②輸入通関のHSコード	P13
③通常の関税率 (MFN税率)	P14
④EPA税率	P14

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出	P17
▶応用	
1 : 複数協定でのEPA利用の確認	P18
2 : EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P19
3 : EPA適用による効果額のメリットの享受について	P19

当マニュアルは、紙パルプ業界においてEPAを活用する上で、必要となる基礎的な情報を纏めています。標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではありませんので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P20~39)

R  
Request

### 原産資格調査の依頼

PHASE2の目的	P22
作業手順	P22
例題	P23
<b>標準フォーム2</b> 原産資格調査の依頼・回答シート	P23

STEP1

#### 生産者へ依頼を送信しよう！

(1) 依頼・回答シートへの入力	P24
① 自社情報	P24
② 依頼情報	P25
(2) 生産者への送付	P36

STEP2

#### 調査結果を確認しよう！

(1) 生産者からの回答受信	P37
(2) 調査結果の確認	P38
<b>標準フォーム4-1</b> サプライヤー証明書（輸出品）	P39

## PHASE 3 証明書の用意 (P40~50)

I  
Identification

### 原産地証明書の発給/作成

PHASE3の目的	P42
作業手順	P42
(1) 日本商工会議所への発給申請（第三者証明の場合）	P43
(2) 自己証明の申告書作成（自己証明の場合）	P45
<b>標準フォーム5</b> 自己証明の申告書	P45

# 目次(3/3)

## その他の対応事項 (P51~54)

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| (1) その他の対応事項    | P53 |
| (2) 当局による調査について | P54 |

## 付録/標準フォーム

### 付録

#### PHASE 1

関税率確認表

[https://jaftas.jp/file/paper/pulp\\_taxrate\\_table\\_appendix.xlsm](https://jaftas.jp/file/paper/pulp_taxrate_table_appendix.xlsm)

### 標準フォーム

各フォームのダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

- 【1】 EPA利用確認シート
- 【2】 原産資格調査の依頼・回答シート
- 【3-1】 原産資格調査の確認資料（CTC証明用）
- 【3-2】 原産資格調査の確認資料（VA証明用）
  
- 【4-1】 サプライヤー証明書（輸出品）
- 【4-2】 サプライヤー証明書（構成品）
- 【5-1】 自己証明の申告書（日オーストラリア）
- 【5-2】 自己証明の申告書（CPTPP）
- 【5-3】 自己証明の申告書（日EU・英）
- 【5-4】 自己証明の申告書（RCEP）

当マニュアルは、紙パルプ業界においてEPAを活用する上で、必要となる基礎的な情報を纏めています。標準フォームは、一緒にご利用いただくことで作業を効率的に進めていただけることを目的として、標準的なパターン・条件を前提に作成しています。しかしながら、全ての情報・パターンを網羅しているものではございませんので、追加で情報の収集や標準フォームの修正が必要になる場合があることをご留意の上、ご利用ください。

# マニュアル中の用語解説

文中や標準フォーム中のEPA専門用語について、「用語解説」のマークがついている単語については、各PHASEやSTEPの中で用語の解説、確認方法の解説をしています。

用語解説及び確認方法の解説がある用語の一覧は以下の通りです。

## 用語解説

### PHASE 1

証明制度（第三者証明制度/自己証明制度） P12

HSコード P13

通常の間税率（MFN税率） P14

EPA税率 P14

### PHASE 2

調査区分（新規/定期原産性維持確認/再依頼） P25

事前教示 P25

協定年次のHSコード P26

品目別原産地規則 P27

CTCルール P28

VAルール P29

荷姿 P33

希望回答方法 P33

同意通知 P34

日商の企業登録 P34

サプライヤー証明書（輸出品） P35

その他の用語

FTA Port 用語集 <https://jaftas.jp/word/>

## 確認方法

### PHASE 1

HSコード P13

通常の間税率（MFN税率） P14

EPA税率 P14

### PHASE 2

協定年次のHSコード P26

品目別原産地規則 P27

**PHASE**

**1**

**EPA利用の確認**



## PHASE 1 EPA利用の確認 (P8~19)

E  
Export

輸出品

PHASE1の目的	P10
作業手順	P10
例題	P11
<b>標準フォーム1</b> EPA利用確認シート	P11

STEP1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力	P12
①利用協定	P12
②輸入通関のHSコード	P13
③通常関税率 (MFN税率)	P14
④EPA税率	P14

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出	P17
▶ 応用	
1 : 複数協定でのEPA利用の確認	P18
2 : EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合	P19
3 : EPA適用による効果額のメリットの享受について	P19

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P20~39)

## PHASE 3 証明書の用意 (P40~50)

その他の対応事項 (P51~54)

PHASE1  
の目的

調査対象品のEPAによる削減効果額を知ろう！

EPAは、利用すれば**必ず関税の減免を受けられる、というものではありません。**

輸入者からEPAを使いたいとリクエストを受けたら、まずは、EPAを利用することで本当にメリットがあるかどうか、つまり、どれほどの金額が削減できるのかをきちんと確認をすることから始めます。



作業手順

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

- 用意するもの **標準フォーム1 EPA利用確認シート**  
ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamanual\\_form/](https://jaftas.jp/epamanual_form/)

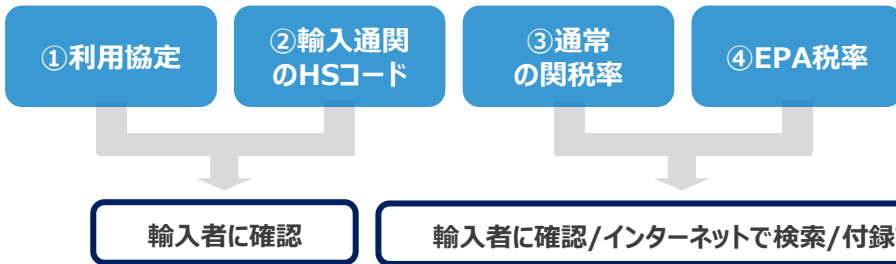
STEP1

EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

- ①～④（以下4項目）を調べながら埋めていきます
- インボイス価格を記入します

EPAのメリットを確認するために最低限必要となる4項目



STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の算出

- 効果額は自動的に算出されます
- 金額規模により、実際にEPAを利用するかどうかを判断します

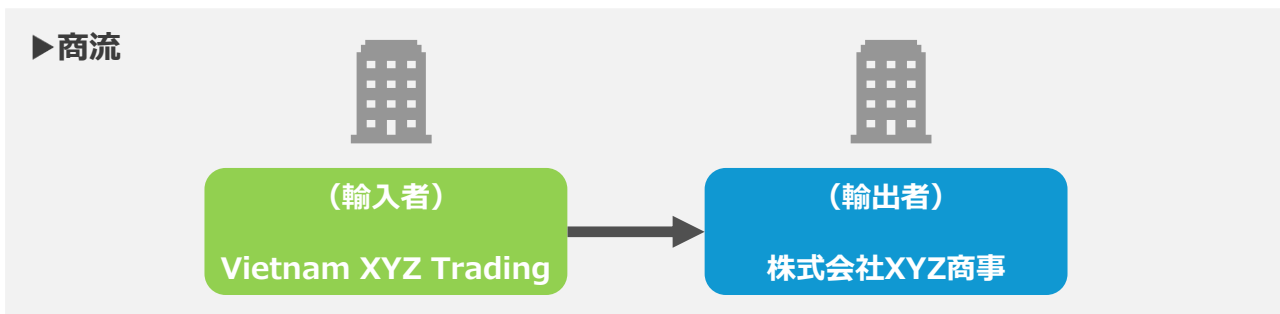
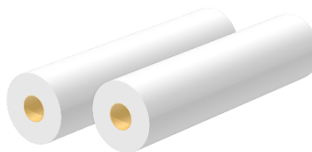
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

(輸入者) この製品について、EPAを使いたいです！

- 製品 : 上級印刷用紙
- 輸出先 : ベトナム
- インボイス価格 : 450万円
- HSコード : 4802.55.69
- 協定 : CPTPP協定



標準フォーム1

EPA利用確認シート

ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

これらの項目は任意項目ですが、最低限、インボイス価格を入力しておくことで、効果額の算出が可能です。

「輸入国」以降の部分について、次ページから解説していきます！



EPA利用確認シート

記入日				
所属部署				
担当者名				
品番				
品名				
インボイス価格				

...入力箇所  
...プルダウン選択  
※入力または選択をすると、セルの背景が白に変わります

輸入通関国		←選択肢がない国は、EPA適用不可 (EU加盟国は"EU"を選択)
輸入通関のHSコード		←輸入国において通関時に使用するHSコード (最新年次版) を記入
通関の開税率 (%)		

	二国間協定**2	日アセアン	CPTPP	RCEP**3
利用可能協定	-	-	-	-
証明制度	-	-	-	-
EPA税率**1				

EPAを利用しない場合の開税額	-	-	-	-
EPA適用時の開税額	-	-	-	-
EPA適用による効果額	-	-	-	-

\*1 利用可能協定の欄が“-”の場合は、利用できる協定がありませんのでEPA税率記入欄はグレーとなります。  
利用可能協定が複数ある場合でも、既に利用協定が決まっている場合には、必ずしもすべての税率を調査、入力する必要はありません。  
複数協定利用の場合の比較を行いたい場合に、すべて入力してください。

\*2 日EU協定は、二国間協定の欄に表示されます。

\*3 RCEPにおいて、輸入国がオーストラリア、ニュージーランドの場合には、自己証明制度も利用可能です。(2022年11月現在)

\*4 日アセアン協定の協定年次は、2023年3月からHS2017に変更となりますが、それ以前にご利用の場合は、HS2002をお使いください。

STEP1 EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

EPA利用確認シートへの入力

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常  
の関税率
- ④ EPA税率

(例題の輸入者からの情報)

製品 : 上級印刷用紙  
 輸出先 : ベトナム  
 インボイス価格 : 450万円  
 HSコード : 4802.55.69  
**協定 : CPTPP協定**

▼ 輸入国をプルダウンから選択すると、利用可能な協定とその証明制度が自動的に表示されます

標準フォーム1 EPA利用確認シート

輸入国	ベトナム
輸入通関のHSコード	
通常 の関税率 (%)	

選択

	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度

**用語解説**

**用語解説**

**証明制度とは**

利用する協定により、大きく以下の2パターンの証明制度があります。

**・第三者証明制度 :**

日本商工会議所が、輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給する制度です。  
 ※利用協定が第三者証明制度の場合には、P34の「日商の企業登録」についても併せて確認してください。

**・自己証明制度 :**

日本商工会議所は介さずに、輸出者・生産者または輸入者自らが輸出品の原産性判定を行い、原産地証明書を作成する制度です。

※この違いにより、PHASE2～PHASE3の流れが異なります。ここでは、こんな違いがあるんだ、ということだけ覚えておきましょう。

STEP1 EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

(例題の輸入者からの情報)

製品 : 上級印刷用紙  
 輸出先 : ベトナム  
 インボイス価格 : 450万円  
**HSコード** : **4802.55.69**  
 協定 : CPTPP協定

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常の関税率
- ④ EPA税率

▼ 輸入国側と確認した、輸入通関時のHSコードを記入します

標準フォーム1 EPA利用確認シート

用語解説

輸入通関のHSコード
 

4802.55.69

記入

確認方法

【原則】輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

輸入国で認められたHSコードであることが重要！

HSコードは、6桁までが世界共通の分類となり、日本から産品を輸出する際のHSコードも存在します。しかしながら、同じ製品でも、各国税関や担当者によって解釈の違いが発生することがあります。解釈の違いが発生した場合、EPAにおいては原産地証明書を受理する輸入国税関の判断が優先されるため、必ず、輸入国におけるコードを確認することが重要です。事前教示制度を通じて、輸入国税関に事前に確認することも可能です。

輸入者に確認したHSコードの分類が正しいかどうかを確認するために、以下のWebサイトで分類を確認することも有用です。参考情報としてご使用ください。

- 日本税関：輸出統計品目表 (<https://www.customs.go.jp/yusyutu/>)
- FTA Port：HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>)

※「事前教示」の用語解説はP25を参照

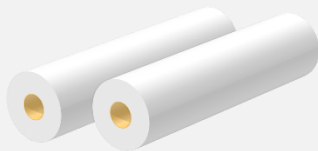
用語解説

HSコードとは

「HS条約」という国際条約において定められた、物品の番号のことを言います。この条約のもとでは、この世の全ての物品が何らかの番号に属します。6桁までが条約上で定められた世界共通ルールで、7桁目以降は各国が独自に番号を定めています。輸出入通関の際に、税関にこのHSコードを知らせることで、何の物品を輸出または輸入するのかが分かる仕組みになっています。

\*HS：Harmonized Commodity Description Coding System の略

例：上級印刷用紙のHSコード  
4802.55



48	4802	4802.55
<b>類(上2桁)</b> (Chapter)	<b>項(上4桁)</b> (Heading)	<b>号(上6桁)</b> (Sub-Heading)
紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙	重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のも（ロール状のものに限る。）

STEP1 EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常  
の関税率
- ④ EPA税率

▼ ②で調べた輸入国のHSコードをもとに、輸入国において通常適用される税率を調べて記入します。

標準フォーム1 EPA利用確認シート

用語解説

通常  
の関税率 (%)

20.0%

記入

	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度
EPA税率	1.0%	2.0%	0.0%	18.2%

確認方法

【原則】 輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

【参考】 以下のWebサイトで確認することも有用ですが、その場合はあくまでも参考情報としてお取り扱いください。

- 各輸入国税関HP
- World Tariff : <https://www.jetro.go.jp/theme/export/tariff/>（登録方法）※検索方法はP16を参照
- Rules of Origin Facilitator : <https://findrulesoforigin.org/>
- FTA Port HS LAB : <https://jaftas.jp/hslab/>
- 付録 関税率確認表 : [https://jaftas.jp/file/paper/pulp\\_taxrate\\_table\\_appendix.xlsm](https://jaftas.jp/file/paper/pulp_taxrate_table_appendix.xlsm)

用語解説

通常  
の関税率（MFN税率）とは

相手国からの輸入に一般的に適用される税率のことを指し、MFN税率などと呼ばれています。**通常関税率（MFN税率）は、輸入国の都合で変更される可能性があるため、毎回確認することを推奨します。**

\*MFN : Most Favored Nation の略。最恵国待遇。

EPA税率とは

EPA締約国間同士で設定した関税率で、大半の品目において、MFN税率よりも低い関税率が設定されています。日本と輸入国がEPAを締結している場合、EPAを利用することで、EPA税率の適用を受けることができます。

EPA税率の設定は品目によって異なり、EPA発効時に関税が完全撤廃（0%）されるものや、段階的に削減されていくものもあります。削減スケジュールを確認し、どの時点から関税削減メリットが発生するか確認することが重要です。

STEP1 EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常の関税率
- ④ EPA税率

各輸入国税関HPでの確認方法

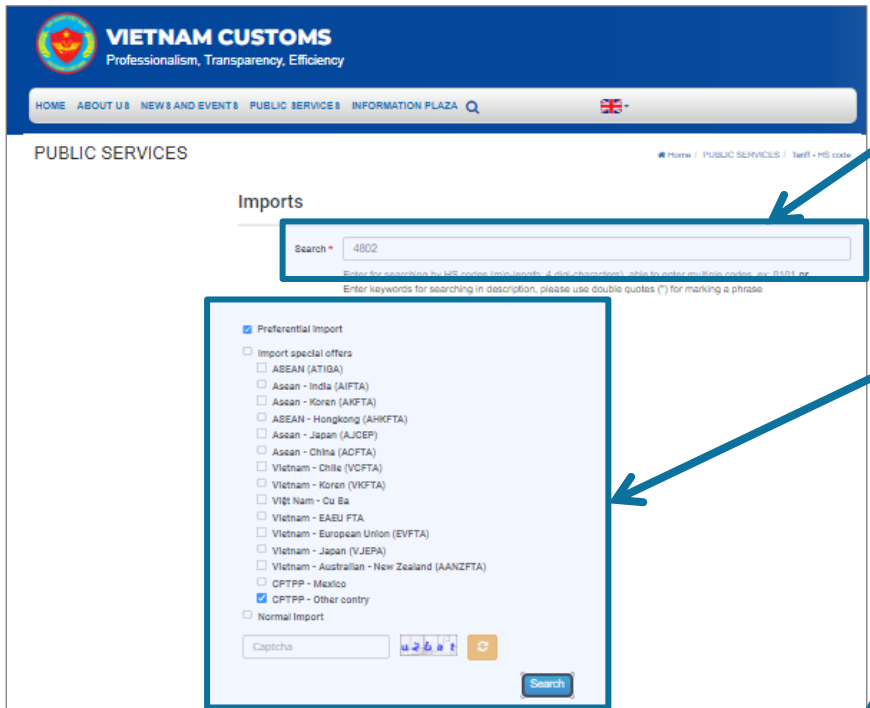
各輸入国の税関HP等において、最新年次版のHSコードをキーにして、MFN税率とEPA税率を確認することができ場合があります。  
FTA portの「世界の税関」に一部の情報が国について、リンク先を掲載しています。  
FTA portのURL : <https://jaftas.jp/tariff/>



(例題のベトナムの場合)

ベトナム税関のURL :

[https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2313&id=NHAP\\_KHAU&name=Imports&cid=4154](https://www.customs.gov.vn/index.jsp?pageId=2313&id=NHAP_KHAU&name=Imports&cid=4154)



上記サイトにアクセスし、「Search」の欄にHSコード4桁を入力

Preferential Importと利用協定のチェックボックスにチェックを付ける

「Captcha」の欄に、右に表示されるコードを入力し、一番下の「Search」をクリック

指定したHSコードの輸入税率が一覧で表示されるので、該当のHSコードの欄を参照

※Preferential : WTO加盟国に対する通常の関税率

HS Code	Description	Preferent	
	--- Of a kind used for writing, printing and other graphic purposes:		
48025561	---- Of a width not exceeding 15cm	20	0
48025569	---- Other	20	0

**STEP1** EPA利用の確認のための情報を収集しよう！

- ① 利用協定
- ② 輸入通関のHSコード
- ③ 通常  
の関税率
- ④ EPA税率

**World Tariffでの確認方法**

FedEx社が提供する関税率検索サイト「World Tariff」では、最新年次版のHSコードをキーにして、MFN税率とEPA税率を確認することができます。

JETROのサイトから World Tariffに登録  
<https://www.jetro.go.jp/home/export/tariff/>

「仕向け国/輸出先」を選択

最新版HSコードを入力して「Submit」をクリック

該当HSコードを選択

一覧から「Japan」を探して「Free」の横の虫眼鏡マークをクリック

MFN税率、各協定のEPA税率を確認  
※例題のCPTPPは Free = 0% !

Vietnam - Chapter 48 - Paper and paperboard; articles of paper pulp, of paper or of paperboard

[Section Notes](#) [Chapter Notes](#) [End Notes](#)

HS Number	Description	UOM	MFN
4802	UNCOATED PAPER AND PAPERBOARD, OF A KIND USED FOR WRITING, PRINTING OR OTHER GRAPHIC PURPOSES, AND NON PERFORATED PUNCH-CARDS AND PUNCH TAPE PAPER, IN ROLLS OR RECTANGULAR (INCLUDING SQUARE) SHEETS, OF ANY SIZE, OTHER THAN PAPER OF HEADING 4801 OR 4803, HAND-MADE PAPER AND PAPERBOARD:		
	- Other paper and paperboard, not containing fibers obtained by a mechanical or chemi-mechanical process or of which not more than 10% by weight of the total fiber content consists of such fibers:		
	- Weighing 40 g/sqm or more but not more than 150 g/sqm, in rolls:		
4802.55.90	- Other	kg	5%

Country	MFN Applied	EPA Applied
Jamaica	5%	
Japan	Free	Free
Jordan	5%	
Kazakhstan	Free	

VN HS number 4802.55.90

Commodity Description	MFN	AJCEP	CPTPP	RCEP	VJEPA
4802.55.90 --- Other	5%	2%	Free	18%	1%



STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

EPA適用による効果額の確認

▼インボイス価格を入力すると、EPA税率を入力した協定について、「EPA適用による効果額」が自動的に算出されます。

標準フォーム1 EPA利用確認シート

インボイス価格	4,500,000			
輸入国	ベトナム			
輸入通関のHSコード	8443.17.00			
通常の間税率 (%)	20.0%			
	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP
利用可能協定	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022
証明制度	第三者証明制度	第三者証明制度	自己証明制度	第三者証明制度
EPA税率	1.0%	2.0%	0.0%	18.2%
EPAを利用しない場合の間税額	900,000	900,000	900,000	900,000
EPA適用時の間税額	45,000	90,000	0	819,000
EPA適用による効果額	855,000	810,000	900,000	81,000

CPTPPを利用した場合、インボイス価格450万円の20.0%である、90万円がEPA適用による効果額となる！



ポイント

「EPA適用による効果額」が関税が減免されたことによるメリットです

※輸入国側での課税標準価格がインボイス価格と異なる場合は、実際に課される間税額は上記値とは異なります。

CLEAR!

調査対象品のEPAによる削減効果額が分かった！

この後は・・・

- ・削減効果の大きさ、費用対効果によって、実際にEPAを利用するべきかどうかの判断をしましょう
- ・EPAを利用すると決めたら、PHASE2（生産者への依頼）へ進みます

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

▶応用1：複数協定でのEPA利用の確認

複数協定の中から選択できる場合は、EPA税率の小さいものを選ぶことで削減効果額が大きくなります。また、協定によって品目別原産地規則が異なるので、易しい品目別原産地規則を選ぶことで、基準をクリアしやすくなることも可能です。

※用語の解説はP27～29を参照

<例> 印刷用上級ロール紙 HSコード：4802.55.69 輸入国：ベトナム

輸出品	輸入国	MFN税率	利用協定	EPA税率	品目別原産地規則	用語解説
上級印刷用紙 (4802.55.69)	ベトナム	20%	日アセアン	2%	CTH or VA40%	
			日ベトナム	1%	CTH or VA40%	
			CPTPP	0%	CTH	
			RCEP	18.2%*	CC or VA40%	

①EPA税率を比較

EPA税率は、CPTPPが最もメリットあり  
※稀にEPA税率がMFN税率より高い場合があるため、注意してください。(特に、RCEPの中国向け)

\*発効年(2022年)に適用される税率です。

当該品目は、発効年より段階的に税率の引き下げが行われ、2031年に0%になる予定です

②品目別原産地規則を比較

品目別原産地規則は、RCEPがCCのため、他協定に比べると難しい。

▼EPA利用確認シートでは、輸入国を選択すると、「利用可能協定」が自動的に表示されます。  
EPA税率は別途P14を参照し、各協定別に確認してください。

標準フォーム1 EPA利用確認シート

輸入国	ベトナム				👉 選択
HSコード (輸入国側)					
通常関税率 (%)					
利用可能協定	二国間	日アセアン	CPTPP	RCEP	
	日ベトナム協定 HS2007	日アセアン協定 HS2017	CPTPP HS2012	RCEP HS2022	

STEP2

EPAを利用するかどうかを判断しよう！

▶応用2：EPA税率も品目別原産地規則も同じ場合

○二国間協定 VS 多国間協定

多国間協定で日本商工会議所から「原産品判定番号」を入手している場合、同一の産品であれば他の締約国への輸出の際にも同一の「原産品判定番号」を利用できるため\*1\*2、工数を削減できるメリットがあります。

例) タイに産品を輸出する際、RCEP協定に基づいて「原産品判定番号」を入手し、原産地証明書を取得した場合、他の国に同じ産品を輸出する際にも、RCEP協定を締結している国であれば、同じ「原産品判定番号」を基に、原産地証明書を取得することができます。(但し、産品の生産に関する情報に変更がないことが前提です。)

\*1 同一のHSコードであることが前提となります。HSコードは輸入国ごとに異なる場合がありますので、事前に各国へ確認する事を推奨します。

\*2 RCEPを利用する場合で、第3.26条に定める「税率差ルール」の対象品目である場合には、輸出先の仕向け国毎に判定依頼を取得する必要があります。(参照：日本商工会議所「RCEPの特定原産地証明発給に関するFAQ」A.2-1)： [https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep\\_faq.pdf](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/rcep_faq.pdf))

○第三者証明制度 VS 自己証明制度

一般的な各証明制度のメリット、デメリットは以下の通りです。

証明制度	メリット	デメリット
第三者証明制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産性の証明内容について、日本商工会議所のチェックが入る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書の発給に手数料がかかる</li> <li>日本商工会議所への手続きの時間がかかる</li> </ul>
自己証明制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書を自社で作成するため、発給手数料がかからない</li> <li>リードタイムが短縮できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>原産性の証明内容について、第三者のチェックが入らない</li> </ul>

▶応用3：EPA適用による効果額のメリットの享受について

EPA適用による効果額は、契約により異なりますが、多くが関税を納める輸入者に直接的なメリットとなります。一方で、PHASE2で実施する輸出者側の工数は一定程度を要します。このメリットを享受する側（輸入者）と工数を要する側（輸出者）のギャップを埋めるために、両者でメリットを享受し合うことを検討してみてください！

【グループ会社間の場合】  
グループ全体の利益増加

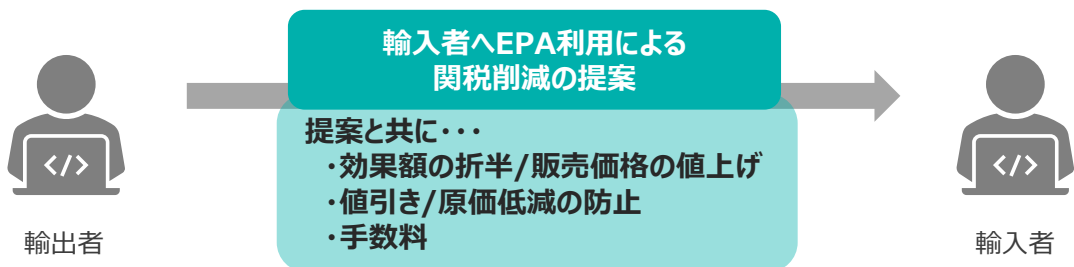
概要編 2.EPA活用のメリットも御覧ください  
ダウンロード▶【概要編】紙パルプ業界

【グループ会社間以外の場合】

関税の削減メリットを、輸入者から依頼される前に、逆に輸入者へEPA利用による関税削減を提案してみましょう。

- ・現地での価格の引き下げによる販売量の増加
- ・現地での販売代理店の販売手数料の増加による販売量の増加
- ・EPA利用にかかる輸出者から輸入者へのコストの請求
- ・効果額の折半/輸出者から輸入者への販売価格の値上げ
- ・値引き依頼への対抗策としての提示

等、営業のツールとして使えます。見積もり段階で関税削減メリットを折込んでおくことも大切です。



**PHASE**

**2**

**原産品であることの確認**

# 目次

## PHASE 1 EPA利用の確認 (P8~19)

## PHASE 2 原産品であることの確認 (P20~39)

R  
Request

### 原産資格調査の依頼

PHASE2の目的	P22
作業手順	P22
例題	P23
<b>標準フォーム2</b> 原産資格調査の依頼・回答シート	P23

STEP1

#### 生産者へ依頼を送信しよう！

(1) 依頼・回答シートへの入力	P24
① 自社情報	P24
② 依頼情報	P25
(2) 生産者への送付	P36

STEP2

#### 調査結果を確認しよう！

(1) 生産者からの回答受信	P37
(2) 調査結果の確認	P38
<b>標準フォーム4-1</b> サプライヤー証明書 (輸出品)	P39

## PHASE 3 証明書の用意 (P40~50)

### その他の対応事項

(P51~54)

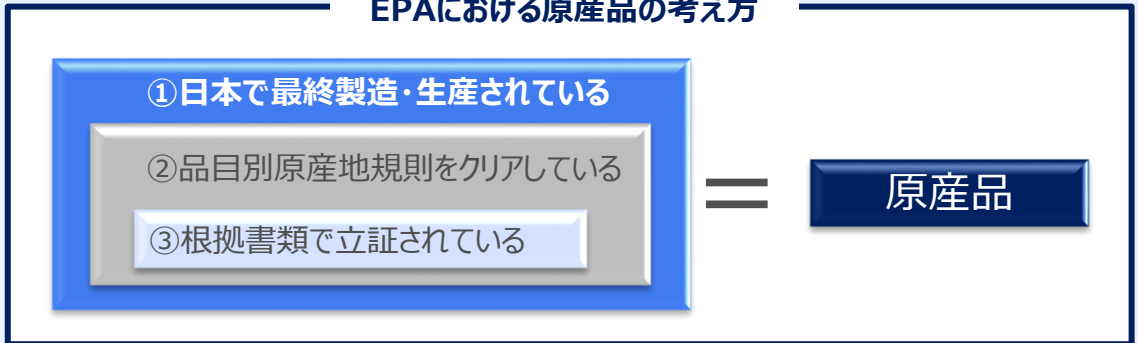
**PHASE2**  
の目的

**対象産品が日本の原産品であることを生産者に証明してもらおう！**

EPAを利用するためには、**日本の「原産品」であることが必要不可欠**です。  
原産品であることを証明するには、以下の3つのルールを満たす必要があります。

- ①日本国内で最終製造・加工がされている
- ②品目別原産地規則（＝EPAで定められた原産品と認められるためのルール）をクリアしている
- ③品目別原産地規則をクリアしていることが根拠書類で立証されている

**EPAにおける原産品の考え方**



自社で生産していない場合は、原産品であることの証明を生産者に依頼する必要があります。



**作業手順**

大きく以下の2つのステップに沿って進めます。

- 用意するもの **標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート**  
(以下、依頼・回答シート)

ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamanual\\_form/](https://jaftas.jp/epamanual_form/)

**STEP1**

**生産者へ依頼を送信しよう！**

- (1) 依頼・回答シートへの入力
- (2) 生産者への送付

(生産者から回答が返ってきたら・・・)

**STEP2**

**調査結果を確認しよう！**

- 生産者からの回答内容を確認します

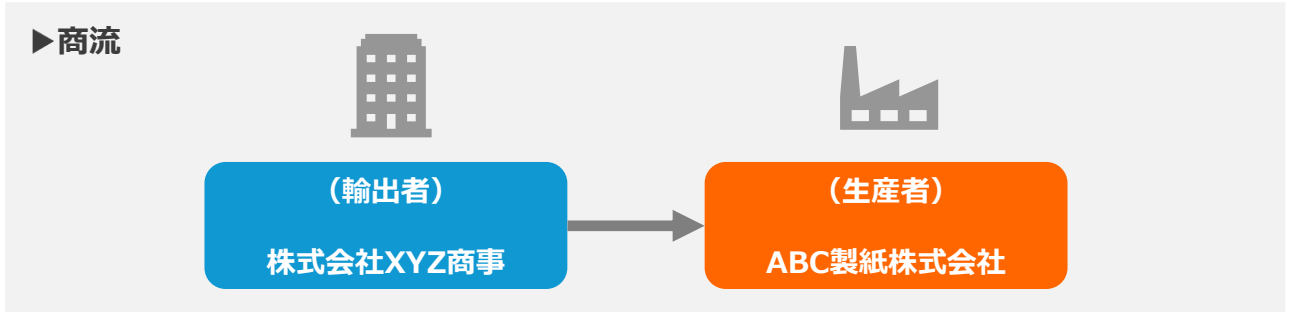
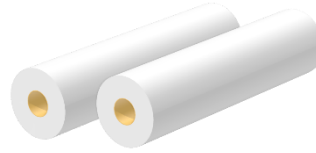
作業手順について、以下の例題に沿って解説していきます。



例題

以下の製品について、メーカーにEPAの原産資格調査を依頼します

- 製品 : 上級印刷用紙
- 輸出先 : ベトナム
- インボイス価格 : 450万円
- HSコード : 4802.55.69
- 協定 : CPTPP協定



標準フォーム2

原産資格調査の依頼・回答シート  
ダウンロード ▶ [https://jaftas.jp/epamanual\\_form/](https://jaftas.jp/epamanual_form/)

(上半分) 輸出者 (依頼者) の記入する箇所

以降のページで、記入項目の詳細について解説していきます。 ▶ ▶ ▶

(下半分) 生産者 (回答者) が結果等を記入して回答する箇所

この欄は輸出者(依頼者)が記入する箇所です。  
(1) 申請書の提出先は、EPAのホームページに掲載されている申請書の提出先となります。

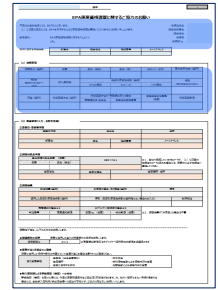
申請先	国名	国名(英)	国名(日)	HSコード(8桁)	輸出先国名(英)
ベトナム	ベトナム	Vietnam	ベトナム	4802.55.69	ベトナム

この欄は生産者(回答者)が記入する箇所です。

申請先	国名	国名(英)	国名(日)	HSコード(8桁)	輸出先国名(英)
ベトナム	ベトナム	Vietnam	ベトナム	4802.55.69	ベトナム

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

- 記入1
- 記入2



(1) 依頼・回答シートへの入力

※水色のセルが入力箇所です。(実際には、入力するとセルの色が消えます)

標準フォーム2 依頼・回答シート

記入1 ① 自社情報 ▼ 依頼者、問合せ先窓口等を記入します

御中

**EPA原産資格調査に関するご協力をお願い**

平素は大変お世話になり、ありがとうございます。

(1) に記載の製品につき、EPAを利用するための原産資格調査を実施いただけますようお願い申し上げます。

参考資料： EPA原産資格調査に関するマニュアル  
URL

依頼企業名： -  
 担当者部署名  
 担当者名  
 依頼日  
 依頼書No. :

本件に関する問合せ先：

部署名	担当者名	電話番号	メールアドレス

記入2 ② 依頼事項 ▼ PHASE1で確認した情報をもとに記入します

(1) 依頼事項

調査区分【選択】	品番	品名 (英名)	品名 (日)	HSコード (協定年次6桁)	事前教示有無【選択】
協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
		CTCの場合	and / or	VAの場合	
荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合 同意通知先 企業名		日商過去判定番号 (任意)	希望回答期限

以降のページで、② 依頼事項で記入する事項について解説していきます。 ▶▶▶



STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

記入2

調査区分【選択】	品番	品名（英名）	品名（日）	HSコード（協定年次6桁）	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し

② 依頼事項（1/3）

標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

用語解説

調査区分【選択】	品番	品名（英名）	品名（日）	HSコード（協定年次6桁）	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し

用語解説

調査区分とは

「新規」

過去に原産性確認の依頼を行っておらず、初めての依頼であるケースを指します。

「定期原産性維持確認」

過去の調査結果が「原産」であったものについて、内容に変更がなく、原産性が維持されているかどうかを確認するケースを指します。（第三者証明制度の場合の同意通知や、自己証明制度の場合のサプライヤー証明書（輸出品）の有効期限の更新についても同様の区分になります。）

「再依頼」

過去の調査結果が「非原産」であったものについて、再度調査を依頼するケースを指します。

下表の①～⑦の項目について、過去の依頼内容と相違するかどうか確認を行い、適切な調査区分を選択してください。

	① 過去調査結果	② 品名/品番	③ 利用協定	④ HSコード	⑤ 生産者/生産場所	⑥ 荷姿
新規	-	-	-	-	-	-
定期原産性維持確認	原産	○	○	○	○	○
再依頼	非原産	○	○	○	○	○

用語解説

事前教示とは

事前教示制度とは、関税分類（HSコードの決定）について、輸入国税関へ輸入前に照会を行い、その回答を受けることができる制度です。輸出者、ないし輸入者側で事前教示を得ている場合には、「有り」を選択します。

※FTA portの「世界の税関」に各輸入国の事前教示制度のリンク先を掲載しています。

FTA portのURL：<https://jaftas.jp/advance-rulings/>

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

記入2

調査区分【選択】	品番	品名【英名】	品名【日】	HSコード【協定年次6桁】	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し

② 依頼事項 (1/3)

標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

調査区分【選択】	品番	品名（英名）	品名（日）	HSコード （協定年次6桁）	事前教示有無【選択】
新規	XYZ-1111	Uncoated Woodfree Paper	上級印刷用紙	4802.55	無し

確認方法

【原則】輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）

【参考】以下のWebサイトで確認することも有用ですが、その場合はあくまでも参考情報としてお取り扱いください。

- 輸入国税関へ確認（輸入者を通じて問合せをしてください）
- WCO : HS Tracker (<https://hstracker.wto.org/>)
- FTA Port : HS LAB (<https://jaftas.jp/hslab/>)

輸入国で認められたHSコードであることが重要！

どのHSコードに該当するかの解釈権限は、最終的には輸入国税関になるため、初めて輸出入取引を行う際には、実際に取引を行う前に、輸入国税関の見解を確認することを推奨します。

用語解説

協定年次のHSコードとは

HSコードは約5年に一度、一部品目について名称・分類が改定され、輸出入通関時は最新版のHSコードが適用されます。EPAを利用する際には、各協定で定められたHS年版のHSコードを調べる必要があります。これが、「協定年次版HSコード」です。ここでは、その先頭6桁を記入します。PHASE1の②のHSコードとは異なる場合もありますのでご注意ください。各協定のHS年次は、下表の通りです。

- \*1 日アセアン協定は、2023年3月1日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*2 日インドネシア協定は、2024年2月5日より2002年版から2017年版に変更されました。
- \*3 RCEP協定は、2023年1月1日より2012年版から2022年版に変更されました。

2002年版 (HS2002)	2007年版 (HS2007)	2012年版 (HS2012)	2017年版 (HS2017)	2022年 (HS2022)
日シンガポール協定 日メキシコ協定 日マレーシア協定 日チリ協定 日ブルネイ協定 日フィリピン協定	日スイス協定 日ベトナム協定 日インド協定 日ペルー協定	日オーストラリア協定 日モンゴル協定 CPTPP	日米貿易協定 日EU協定 日英協定 日タイ協定	日アセアン協定*1 日インドネシア協定*2 RCEP*3 ※2022年1月1日 新設（最新版 HS）

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

記入2

品名	品名 (通称)	品名 (目)	品名 (その他)	原産地規則 (選択)
輸入品	輸入品	CTCの場合	and / or	VAの場合
備考				

② 依頼事項 (2/3)

標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

協定名 協定年次版HSコード 【選択】	輸入通関国	品目別原産地規則【選択】			備考 (除外規定などあれば記入)
		CTCの場合	and / or	VAの場合	
CPTPP HS2012	ベトナム	CTH	-	-	

確認方法

- 原産地規則ポータル (日本税関) : <https://www.customs.go.jp/searchro/jrosrv001.jsp>  
※原産地規則ポータルの利用方法はP30~31を参照

用語解説

品目別原産地規則とは

品目別原産地規則とは、製品に対して実質的な製造・加工等が行われているかを客観的に判断するためのルールのことです。印刷産業機械分野では、主に「CTCルール」、「VALルール」と呼ばれる基準が設定されています。品目別原産地規則は協定ごと・HSコードごとに定められています。

用語解説

CTCルール  
(関税分類変更基準)

用語解説

VALルール  
(付加価値基準)

紙パルプ業界で使用する品目別原産地規則

日インド協定を除き、CTCルールかVALルールのどちらかを満たせばよいこととなっており、証明者がどちらかのルールを選択することができます。紙パルプ製品の原産地証明においては、一般的にVALルールよりもCTCルールの方が基準をクリアしやすい傾向があります。日インド協定のみ、CTCルールとVALルールの双方を満たさなければならない規定となるため注意が必要です。

キーとなるのは、“協定年次版の”HSコード6桁！？

品目別原産地規則は、上記の通り協定ごと・HSコードごとに定められていますが、このHSコードは、協定年次版のHSコードがキーとなります。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

CTCルールとは

CTC : Change in Tariff Classification

日本語では「関税分類変更基準」と呼ばれ、製品とその製品の材料のHSコードを比較して、番号が異なっていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

CTCルールの変更のレベルは3種類あります。

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	製品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている

CC : Change of Chapter

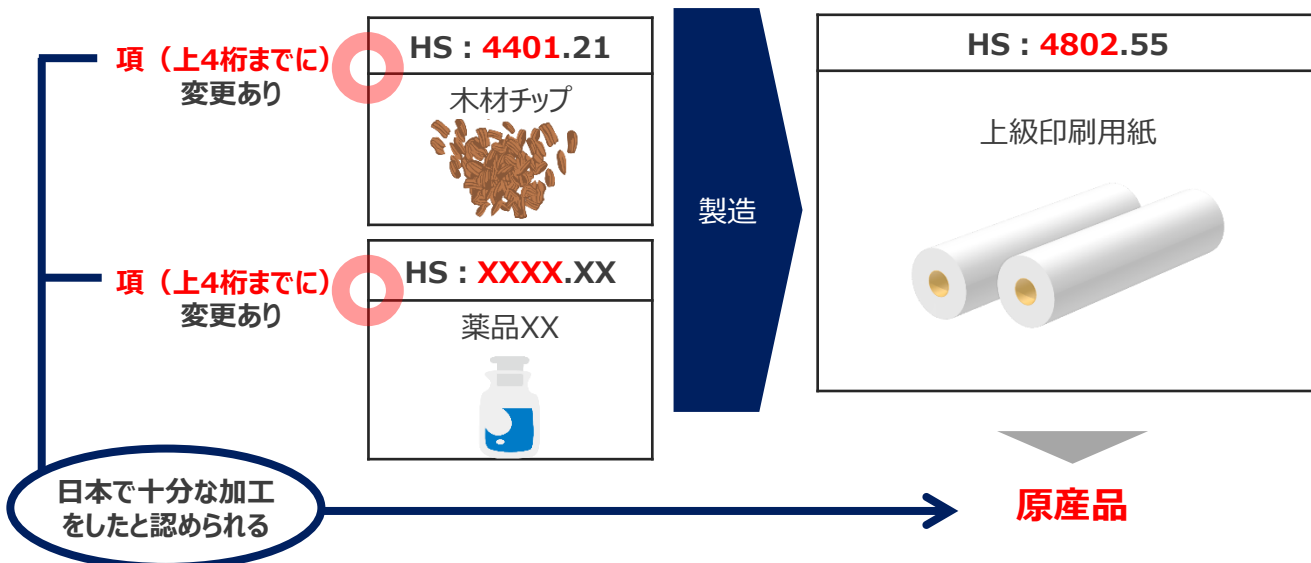
CTH : Change of Tariff Heading

CTSH : Change of Tariff Sub-Heading

\* 産品を構成する全ての材料がCTCルールを満たしている必要があります。ただし、デミニマスルールを利用できる場合は、例外的対応をすることが認められています。

例：CTH（項/上4桁変更）の場合

対象品（印刷用上級ロール紙）と、その全ての材料（木材チップ、薬品等）のHSコードを比較します。材料から対象品のHSコードへ、協定基準値の必要な桁数の変更が認められるため、対象品は原産品であると認められます。



STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

VAルールとは

VA : Value Added

日本語では「付加価値基準」と呼ばれ、製品の価格に対して、一定基準以上の付加価値が生じていれば、実質的な製造・加工が行われたとして、構成部材の調達先や原産国に関わらず、原産品と認められるルールです。

VAルールの基準となる考え方や付加価値の割合は協定によって異なります。

一般的なVAの計算式：

$$\frac{\text{FOB(EXW)} - \text{VNM}}{\text{FOB(EXW)}} \times 100 \geq \text{基準値}$$

\*FOB = 本船渡し価格

インボイスの建値がFOB価格でない場合は、インボイス価格よりFOB価格を算出

(例) CIF価格 - 海上運賃・保険料 = FOB価格

FOB価格が不明な場合は、EXW価格で代用が可能（日EU協定及び日英協定を除く）、または生産者から取引先への販売価格も可

\*EXW = 工場出し価格

\*VNM = Value of Non-originating Materials (非原産材料費の合計)

例：VA40%の場合

対象品（印刷用上級ロール紙）を構成する、非原産材料以外の価格の合計（=付加価値の割合）が協定基準値を満たしているため、対象品は原産品と認められます。



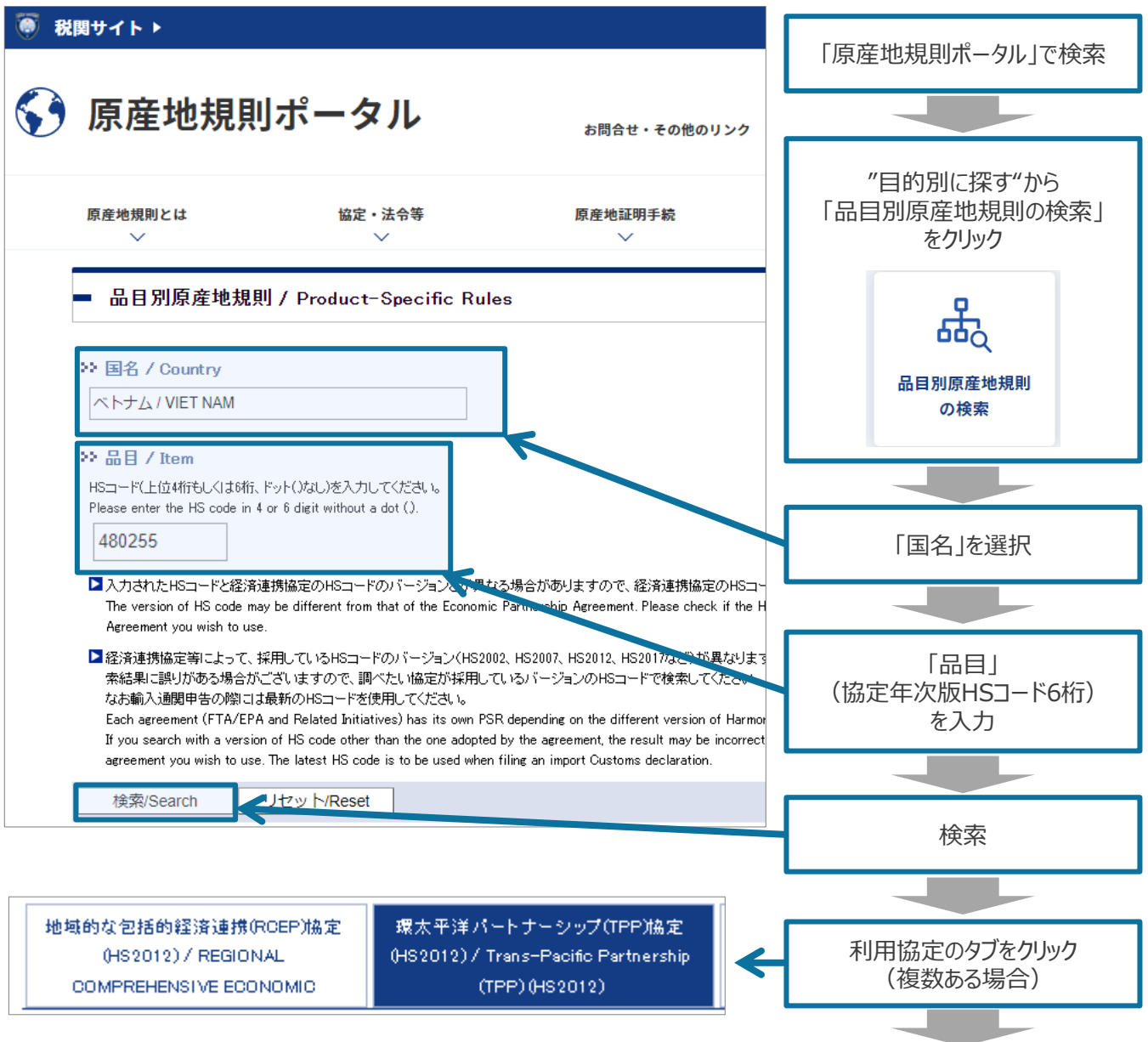
STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

<品目別原産地規則の検索方法>

原産地規則ポータルでの確認方法

日本税関の「原産地規則ポータル」において、以下の手順により確認することができます。

例：上級印刷用紙（HS：4802.55）をベトナムに輸出する場合のCPTPPの品目別原産地規則の調べ方

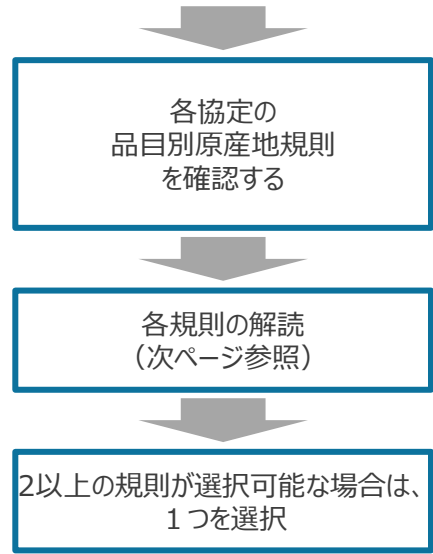


STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

(つづき) 日本税関「原産地規則ポータル」を基に加工して作成  
(<https://www.customs.go.jp/searchro/jrosv001.jsp>)

例：環太平洋パートナーシップ協定を選択

HS2012				環太平洋パートナーシップ協定(HTS2012) / Trans-Pacific Partnership (TPP) (HS2012)		
部 / Section	章 / Chapter	項 / Heading	号 / Subheading	品名 / Description	品目別原産地規則 / PSR	注 / Note
10	48			紙及び紙板並びに製紙用パルプ、紙又は紙板の製品 Paper and paperboard, articles of paper pulp, of paper or of paperboard		
		4802		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布していない紙及び紙板、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び紙板 Uncoated paper and paperboard, of a kind used for writing, printing or other graphic purposes, and non perforated punch-cards and punch tape paper, in rolls or rectangular (including square) sheets, of any size, other than paper of heading 48.01 or 48.03; hand-made paper and paperboard.		
			480255	その他の紙及び紙板（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。） Other paper and paperboard, not containing fibres obtained by a mechanical or chemi-mechanical process or of which not more than 10 % by weight of the total fibre content consists of such fibres : 重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。） Weighing 40 g/m <sup>2</sup> or more but not more than 150 g/m <sup>2</sup> in rolls	第四八・〇一〜項から第四八・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of heading 48.01 through 48.07 from any other heading.	



480255	その他の紙及び紙板（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）	
	Other paper and paperboard, not containing fibres obtained by a mechanical or chemi-mechanical process or of which not more than 10 % by weight of the total fibre content consists of such fibres :	
	重量が1平方メートルにつき40グラム以上150グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	<b>CTCルール</b>
	Weighing 40 g/m <sup>2</sup> or more but not more than 150 g/m <sup>2</sup> in rolls	第四八・〇一〜項から第四八・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更 A change to a good of heading 48.01 through 48.07 from any other heading.

P32で解説します ▶▶▶

※例題のように「一般ルール」と表示された場合

一部の協定では、「一般ルール」と表示される品目があります。その場合の「一般ルール」とは、以下の通りです。

協定	一般ルール		
日アセアン協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (RVC40)
日スイス協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (VNM60)
日ベトナム協定	関税分類変更基準4桁変更 (CTH)	or	付加価値基準40%以上 (LVC40)
日インド協定	関税分類変更基準6桁変更 (CTSH)	and	付加価値基準35%以上 (QVC35)

STEP1

生産者へ依頼を送信しよう！

<品目別原産地規則の解説>

**CTCルール**

第四八・〇一項から第四八・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

CC	他の類（上2桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上二桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTH	他の項（上4桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上四桁の内、一桁でも番号が異なっている
CTSH	他の号（上6桁）の材料からの変更	産品と材料のHSコード上六桁の内、一桁でも番号が異なっている



ポイント

2つの規則が「又は」で繋がれ、CTCルールとVALルールが双方規定されている場合には、**どちらか一方を選択**して、選択した規則1つを満たせばよいこととなります。

※紙パルプ製品は、基本的にCTCルールを選択します。

※「及び」の場合には、CTCルール、VALルールどちらも満たさなければなりませんので、注意してください。（日インド協定）



STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

記入2

項目	内容	項目	内容	項目	内容
依頼先(国)	輸出先	品名(品名)	品名(品名)	品名(品名)	品名(品名)
品名	品名	品名	品名	品名	品名
品名	品名	品名	品名	品名	品名
品名	品名	品名	品名	品名	品名

② 依頼事項 (2/3)

標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

(1) 依頼事項

用語解説

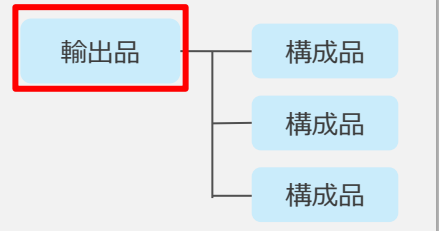
用語解説

荷姿【選択】	希望回答方法【選択】	希望回答方法が「同意通知書」の場合		日商過去判定番号(任意)	希望回答期限
		同意通知先 企業名	日商企業登録番号		
輸出品	サプライヤー証明書				2022年10月15日

用語解説

荷姿とは

荷姿は、産品が輸出品そのものであるか、輸出産品の材料・部品となるものかを区別する項目で、「輸出品」若しくは「構成品」の選択肢があります。本マニュアルを読んでいる輸出者の皆さんは、この項目は「輸出品」を選択します。



用語解説

希望回答方法とは

産品が日本の原産品である場合に、その結果を受け取る形式は大きく2種類あります。一つが「同意通知」で、もう一つが「サプライヤー証明書（輸出品）」です。

希望回答方法の項目において、生産者にどちらの方法で回答してもらうかを指定します。どちらを選択すべきかは、利用協定の証明制度（P12参照）によって異なります。以下の図に従って選択してください。

※日オーストラリア協定、RCEP協定（輸出先がオーストラリア、ニュージーランドの場合に限ります）を利用する場合には、第三者証明も自己証明も利用可能であるため、輸入者から指定がない限りは、どちらにするかは輸出者自身で選択します。



**STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！**

**用語解説**

**同意通知とは**

第三者証明制度の場合には、原産地証明書は日本商工会議所が発給します。このため、輸出者は、日本商工会議所に対して原産地証明書の「発給申請」の手続きが必要となります。

日本商工会議所は、原産地証明書の発給に先立ち、産品が原産品であることの“判定”を行い、判定の結果、原産品であると認められる場合には、判定の“承認”をします。

輸出者と生産者が異なる場合、生産者が日本商工会議所に判定を依頼し、判定承認を受けた後に、輸出者に対してその承認結果の利用を許可することで、輸出者が原産地証明書の発給を行うことが可能になります。生産者が承認結果の利用を輸出者へ許可するための手続きを「同意通知」と言います。

- ※日本商工会議所における一連の手続きは、全て日本商工会議所の発給システム上で行われます
- ※発給システムを利用するためには、「企業登録」が必要です
- ※生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

**企業登録について（利用協定が第三者証明制度の場合）**

上記の通り、第三者証明制度の場合には、日本商工会議所が輸出品の原産性の審査を行い、原産地証明書を発給します。この時、必要な手続きは日本商工会議所の「第一種特定原産地証明書 発給システム」（以下、発給システム）と呼ばれるインターネット上のウェブサイトを通じて行います。

「発給システム」を利用するためには、事前にユーザー登録（ログインIDとパスワードの入手）の手続きが必要となります。この手続きを「企業登録」と呼びます。

まだ企業登録を行っていない場合は、手続きを行ってください。なお、IDとパスワードは1社につき1つが発行されるので、過去に自社で企業登録を行っている場合には、新たに行う必要はありません。

詳しくは、日本商工会議所のHPを確認してください。※企業登録が完了するまでには、通常2週間程度かかります。

**<日本商工会議所HP>**

「企業登録」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/registration.html>

**希望回答方法が「同意通知」の場合の依頼・回答シートの記入事項について**

例題では、希望回答方法は「サプライヤー証明書」となります。

実際の希望回答方法が「同意通知」の場合には、依頼・回答シートの「同意通知先 企業名」と、「日商企業登録番号」の記載が必要です。

希望回答方法が「同意通知書」の場合	
同意通知先 企業名	日商企業登録番号

同意通知先 企業名 には、輸出者の企業名を記入します。  
 日商企業登録番号 には、企業登録を行い発効された同意通知先企業（＝輸出者）の番号を記入します。

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

用語解説

サプライヤー証明書（輸出品）とは

サプライヤー証明書（輸出品）は、輸出品がEPAにおける原産品である旨の、輸出品の生産者による宣誓書を言います。

生産者が、輸出品がEPAにおける原産品であることを証明し、輸出者に対して、輸出品が原産品であることを宣誓する際に発行するもので、原則として、利用協定が自己証明制度の場合に必要な文書です。

本マニュアルでは、標準フォーム4-1として、生産者が使用する標準フォームを設定しています。

標準フォーム4-1

**サプライヤー証明書（輸出品）**

作成日： 2022年8月10日  
 サプライヤー証明書（輸出品）No.： ABC-000001  
 本証明書有効期限： 2024/12/31

XYZ商事株式会社 御中

氏名又は名称 ABC製紙株式会社  
 住所 千葉県千葉市工場町1-1-1  
 氏名 管理 太郎  
 部署名 生産部  
 連絡先 043-XXXX-XXXX

当社の下記産品は、日インド経済連携協定に基づき原産品であることを証明いたします。

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規程で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、ミスの変化、構成部材の変更等により、下記産品の原産性が失われることが判明した場合、輸出者に対して速やかに通知いたします。
- 輸入国当局または輸出国当局より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局または輸出国当局に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。
- 輸入国当局または輸出国当局からの要請があった際には、輸出者または輸入者が輸入国当局または輸出国当局に対して本証明内容を提示することに同意いたします。

記

種別	輸出品
品名（英）	Gravure printing machine
品名（日）	グрав印刷機
製造番号・型番	ABC-01
HSコード	8443.17
判定基準	CTSH（6付変更） & VA25%
経済規定等の利用	なし
生産者会社名	ABC印刷株式会社
生産工場名	千葉工場
生産工場住所	千葉県千葉市工場町1-1-1

STEP1 生産者へ依頼を送信しよう！

(2) 生産者への送付



ここまでで、依頼・回答シートの必要項目が入力できました。  
記入した依頼・回答シートのエクセルと、マニュアルの概要編・生産者編をセットにして、依頼先の会社へ送付してください。

【マニュアルURL】

印刷産業機械業界 EPAの基礎知識（概要編） ダウンロード▶[【概要編】紙パルプ業界](#)

印刷産業機械業界 EPA原産資格調査に関する運用マニュアル 生産者編（実務編）

FTA Port内URL▶[【生産者編】紙パルプ業界](#)



↓  
後日、生産者から回答が返ってきたら  
STEP2へ進みます

STEP2 調査結果を確認しよう！

(1) 生産者からの回答受信



生産から回答を受領したら、回答書の中身を確認しましょう。原産である場合には、依頼・回答シートの右上に「原産」（非原産の場合には「非原産」）と表示されます。  
※希望回答方法が「サプライヤー証明書（輸出品）」である場合には、依頼・回答シートとは別に、サプライヤー証明書（輸出品）も添付されていることを確認します。

原産

✓ 確認1

- ① 回答日・回答者情報、
- ② 調査対象品情報は、正しい情報が記載されているかを確認します。

✓ 確認2

- ③ 調査結果の欄には、調査結果（原産or非原産）の情報と、同意通知、サプライヤー証明書（輸出品）のいずれかの希望回答方法に必要な情報が記載されています。

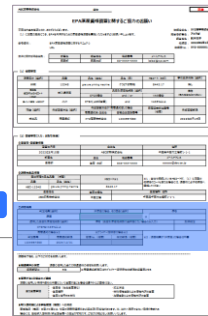
次ページの（2）調査結果の確認で詳細を確認します ▶▶▶

STEP2 調査結果を確認しよう！

(2) 調査結果の確認

標準フォーム2 原産資格調査の依頼・回答シート

✓確認2



(2) 回答事項

③ 調査結果

判定結果【選択】	非原産の場合、その理由【選択】	備考	
原産			
適用した品目別原産地規則【選択】	備考（品目別原産地規則の選択肢にない場合のみ入力）		救済規定
CTH(上4桁変更)			
同意通知の場合※2		サプライヤー証明書の場合※2	
判定番号	同意通知期限	管理No.（任意）	有効期限（任意）
		ABC-000001	2024/12/31

※2：調査結果が「非原産」の場合は不要

希望回答方法が

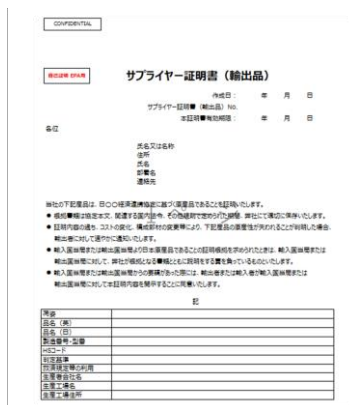
同意通知

No.	確認事項
1	(日商) 判定番号
2	同意通知期限

同意通知は、生産者から輸出者へ日本商工会議所システムを通して行われます。輸出者は、これら2つの情報を入手して日本商工会議所のシステム上で同意通知を受信していることを確認してください。

希望回答方法が

サプライヤー証明書（輸出品）



回答者が作成したサプライヤー証明書（輸出品）について、次ページの事項にしたがって、内容に不備がないか確認してください。

CLEAR!

対象産品が日本の原産品であることを  
生産者に証明してもらった！

この後は・・・

・調査結果が原産の場合には、PHASE3へ進みます

STEP2

調査結果を確認しよう！

標準フォーム4-1 サプライヤー証明書（輸出品）

サプライヤー証明書（輸出品）

XYZ商事株式会社 御中

作成日 :	2022年9月10日
サプライヤー証明書（輸出品）No. :	ABC-000001
本証明書有効期限 :	2024/12/31
氏名又は名称	ABC製紙株式会社
住所	千葉県千葉市工場町1-1-1
氏名	管理 太郎
部署名	生産部
連絡先	043-XXX-XXXX

当社の下記産品は、下記記載の経済連携協定に基づく原産品であることを証明いたします。

- 根拠書類は協定本文、関連する国内法令、その他規則で定められた期間、弊社にて適切に保存いたします。
- 証明内容の過ち、コストの変化、構成部材の変更等により、下記産品の原産性が失われることが判明した場合、輸出者に対して速やかに通知いたします。
- 輸入国当局または輸出国当局より日本原産品であることの証明根拠を求められたときは、輸入国当局または輸出国当局に対して、弊社が根拠となる書類とともに説明をする責を負っているものといたします。
- 輸入国当局または輸出国当局からの要請があった際には、輸出者または輸入者が輸入国当局または輸出国当局に対して本証明内容を開示することに同意いたします。

記載事項が適切、または正確であるか

記

協定名	CPTPP協定
荷姿	輸出品
品名（英）	Uncoated Woodfree Paper
品名（日）	上級印刷用紙
製造番号・型番	ABC-1111
HSコード	4802.55
判定基準	CTH（4桁変更）
救済規定等の利用	なし
生産者会社名	ABC製紙株式会社
生産工場名	千葉工場
生産工場住所	千葉県千葉市工場町1-1-1

- ・協定名：輸出者から依頼のあった協定名を選択します
- ・荷姿（輸出品、構成品）は正しく認識されているか
- ・品名は、輸出品の場合、インボイスと合致しているか
- ・製造番号・型番は正しいか
- ・HSコードは、正しく分類されているか、協定年次版か
- ・判定基準は適切か
- ・生産者情報（会社名、工場名、工場住所）は正しいか

**PHASE**

**3**

**証明書の手配**



# 目次

## PHASE ① EPA利用の確認 (P8~19)

## PHASE ② 原産品であることの確認 (P20~39)

## PHASE ③ 証明書の用意 (P40~50)

I  
Identifi-  
cation

### 原産地証明書の発給/作成

PHASE3の目的	P42
作業手順	P42
(1) 日本商工会議所への発給申請 (第三者証明の場合)	P43
(2) 自己証明の申告書作成 (自己証明の場合)	P45
<b>標準フォーム5</b> 自己証明の申告書	P45

## その他の対応事項 (P51~54)

PHASE3  
の目的

## 原産地証明書を取得/作成しよう！

産品が日本の原産品であることが確認・証明できたら、いよいよ、輸入国で輸入申告の際に税関へ提出する原産地証明書を用意します。



## 作業手順

利用協定の証明制度によって取得方法が異なります。  
該当の証明制度のページを参照してください。

## 第三者証明の場合

## (1) 日本商工会議所への発給申請

P43～44

- 用意するもの：
  - ・日本商工会議所の発給システム
  - ・PHASE2で生産者から受領した「判定番号」
- 発給システム上で発給申請を行います  
※RCEP協定、日タイ協定はPDFで、それ以外の協定は紙媒体で発給されます

## 自己証明の場合

## (2) 自己証明の申告書作成

P45～50

- 用意するもの：
  - 標準フォーム5** 自己証明の自己申告書
- 必要事項を記入します **ダウンロード**▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

**(1) 日本商工会議所への発給申請（第三者証明制度の場合）**

利用する協定が第三者証明制度である場合には、日本商工会議所の発給システムより、原産地証明書の発給申請を行います。具体的な操作手順に関しては、以下の日本商工会議所のHP、並びに各マニュアルを参照してください。

**<日本商工会議所HP>**

「発給申請」について：<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/7.html>

**<日本商工会議所マニュアル>**

第一種特定原産地証明書発給申請マニュアル-発給システム操作編- P50～：  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki\\_system.pdf#page=50](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki_system.pdf#page=50)

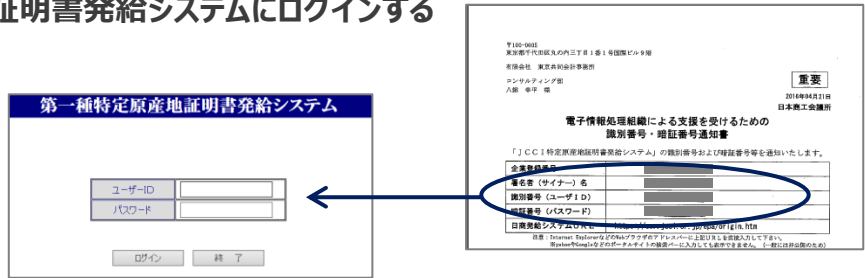
**(日商手続きのイメージ)**

※第三者証明制度において、生産者ではない輸出者が、生産者から根拠資料を入手し、自社（輸出者側）で原産性の判定を行うケースもありますが、本マニュアルでは生産者側で原産性を判断することを前提としています。

＜発給システムの操作方法＞

第一種特定原産地証明書発給システムから発給申請を行う手続きは以下の通りです。  
※詳細は、前のページで紹介している日本商工会議所のマニュアルを参照してください。

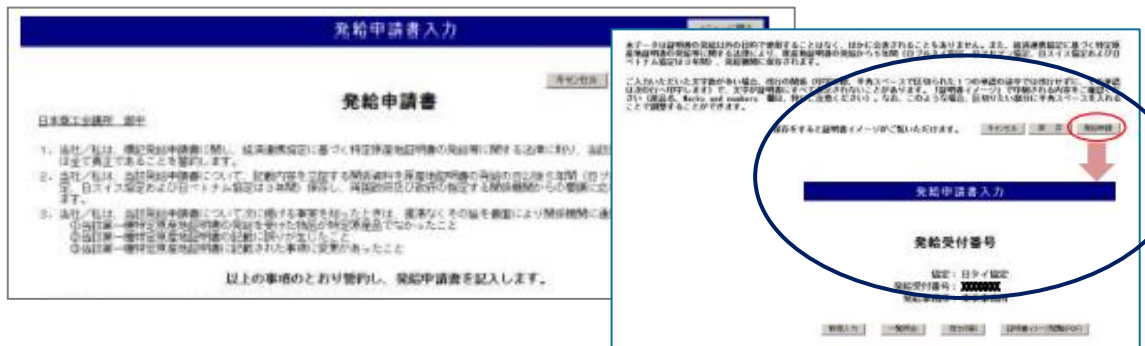
1 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする



2 「発給申請書入力」をクリックし、次の画面で「新規入力」をクリックする



3 発給申請書入力画面で、発給申請書情報について必要な項目を入力し、「発給申請」をクリックする



**(2) 自己証明の申告書作成 (自己証明制度の場合)**

利用する協定が自己証明制度の場合には、協定で定める形式の申告書を自社で作成します。  
具体的な書類作成については、次ページ以降の各協定のフォーム、及び以下の税関並びにJETROのガイドラインを参照してください。

**標準フォーム5****自己証明の申告書**ダウンロード▶ [https://jaftas.jp/epamannual\\_form/](https://jaftas.jp/epamannual_form/)

日オーストラリア協定	.....	P46
CPTPP	.....	P47
日EU・日英協定	.....	P48
RCEP	.....	P49

**EPA毎の手引き (税関HP、JETRO解説書)**▶ **日オーストラリア協定**

「自己申告制度」利用の手引き ~日豪 EPA~ (財務省関税局・税関 2021年2月)  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_au.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_au.pdf)

▶ **CPTPP**

「自己申告制度」利用の手引き ~CPTPP~ (財務省関税局・税関 2021年6月)  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_tpp.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_tpp.pdf)

「TPP11解説書」(JETRO)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11\\_kaisetsu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/tpp/TPP11_kaisetsu.pdf)

▶ **日EU協定**

「日EU・EPA 自己申告及び確認の手引き」(財務省関税局・税関 2021年2月)  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_eu.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_eu.pdf)

「日EU・EPA解説書」(JETRO 2020年3月改訂版)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/pdf/euepa202003.pdf)

▶ **日英協定**

「日英EPA 自己申告及び確認の手引き」(財務省関税局・税関 2020年12月)  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_uk.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_uk.pdf)

「日英EPA解説書」(JETRO 2021年3月改訂版)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/europe/eu/epa/ukjapanepa0331.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/eu/epa/ukjapanepa0331.pdf)

▶ **RCEP**

「自己申告制度」利用の手引き ~RCEP協定~ (財務省関税局・税関 2021年12月)  
[https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou\\_rcep.pdf](https://www.customs.go.jp/roo/procedure/riyou_rcep.pdf)

「RCEP協定解説書」(JETRO 2021年12月改訂版)  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/theme/wto-fta/rcep/rcep.pdf)

日オーストラリア協定

Origin Certification Document  
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address XYZ Trading Corporation 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN				輸出者又は生産者の住所
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m3, etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable	
1	Woodfree printing paper 100CT / 30,000kg / 100rolls / 15.000M3 Invoice No. : XYZ-999999 (2022.8.25) Case Mark : PAPER MADE IN JAPAN CT/#.1-100	4802.55	PSR	
	製品名、外装個数、ケースマーク、重量、数量、M3、インボイス番号、インボイス日付等	HSコード (6桁)	使用した原産地基準 (※P50参照)	
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)				
<input type="checkbox"/> Non-party invoice				

6. Certification

I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.

Date 2022.8.30	XYZ Trading	日付 氏名+署名 or 押印 住所
Name Suzuki Hanako		
Address XYZ Trading Corporation 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN		

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:

<input type="checkbox"/> Importer	<input checked="" type="checkbox"/> Exporter	<input type="checkbox"/> Producer	輸入者/輸出者/生産者いずれか、自社の立場にチェック
-----------------------------------	--	-----------------------------------	----------------------------

CPTPP

Certification of Origin

(Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)

1. Exporter's name, address (including country name), telephone number and e-mail address  
(This field can be left blank if this certification is completed by producer and the exporter is unknown.)

XYZ Trading Corporation 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN  
Tel: 03-XX-XXXX Email: xxxxxxx@xyz.com

輸出者名、住所、  
電話番号、  
メールアドレス

2. Producer's name, address (including country name), telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if exporter and producer is the same company or provide a list of producers. A person that wishes for this information to remain confidential should contact the relevant importing authorities.)

Available upon request by the importing authorities

生産者名、住所

※輸出者と同じ場合は省略可。

※複数社ある場合は、「Various」と記載または別途リストにしても良い

※生産者名を秘匿しておきたい場合は、左記のように記載可能

日本語訳：「輸入締約国の当局の要請があった場合には提供可能」

3. Importer's name, address in the importing country, telephone number and e-mail address

(This field can be left blank if importer is unknown.)

Vietnam XYZ Trading Company 1-1-1, Hanoi, Vietnam  
Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxx@v-xyz.co.vn

輸入者名、住所、  
電話番号、  
メールアドレス

No.

4. Description of goods

- Description of good(s)
- Invoice number(s)(in case the certification of origin covers a single shipment of a good and if the number is known.)

1

Woodfree printing paper 100CT / 30,000kg / 100rolls / 15.000M3  
Invoice No. : XYZ-999999 (2022.8.25)

製品名、インボイス番号

5.HS tariff classification number

(6 digit, HS2012) of goods

4802.55

HSコード  
(6桁)

6. Origin criterion

(WO, PE, PSR); and Other (De Minimis, Accumulation), if applicable

PSR

使用した  
原産地基準  
(※P50参照)

7. Blanket Period

(If the certification covers multiple shipments of identical goods for a specified period of up to 12 months)

8. Other(any other applicable origin criterion or other indication)

本申告書を複数の船積みにおいて使用する場合、12か月以内で期間を設定できる。  
(1度しか使用しない場合は空欄でOK)

9. Certification

I certify that the goods described in this document qualify as originating and the information contained in this document is true and accurate. I assume responsibility for proving such representations and agree to maintain and present upon request or to make available during a verification visit, documentation necessary to support this certification.

Date 2022.8.30

Name Suzuki Hanako

日付

氏名

Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document.

Importer  Exporter  Producer

輸入者/輸出者/生産者いずれか、自社の立場にチェック

日EU・日英協定

日EU・日英協定の場合は、指定の文言（青字部分）をインボイス上、若しくは付随する書類に記載します。  
 (記載する書類の例：インボイス/パッキングリスト/左記書類のアップロード等)

Invoice (Sample)

To: XYZ Trading Company Europe

1-1-1, Amsterdam, Netherlands

Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxxx@xyz.co.nl

XYZ Trading Corporation

1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Tel: 03-XXXX-XXXX

Email: xxxxxxxx@xyz.com

Payment term:

From: Tokyo

To: Rotterdam

同一インボイスに、EPAを適用する製品と適用しない製品が混在する場合には、適用する製品がどれかが分かるようにすること  
 ※ただし、輸入国により運用方法が異なる可能性があるため、輸入者と確認してください。

Invoice No.: XYZ-999999

Description	Quantity	Unit price	Amount
Woodfree printing paper *	5 rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
XXXXXXXX	X rolls	USD	USD
Total:	X rolls	FOB JAPAN	USD

\* Origin Declaration

(Period: from ..... to .....)

同一製品について、同申告を2回以上使用する場合には、12か月以内で期間を設定できる。  
 (1度しか使用しない場合は空欄でOK)

The exporter of the products covered by this document (Exporter Reference No. 1234567890123)

declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of

JAPAN

preferential origin.

(Origin criteria used)

C1

使用した品目別原産地規則の記号 (※P50参照)

原産国名

輸出者の法人番号

(Place and date)

1-1-1 Chiyoda-ku Tokyo JAPAN Aug. 30 2022

場所、日付

(Printed name of the exporter)

XYZ Trading Corporation

輸出者の会社名

XYZ Trading Corporation



RCEP

Declaration of Origin

(Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement)

1. Unique reference number		2. Authorization code (in the case of approved exporter)			
3. Exporter's name, address (including country) and contact (phone or email address)					
XYZ Trading Corporation 1-1-1, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN Tel: 03-XXXX-XXXX Email: xxxxxxx@xyz.com					
4. Producer's name, address (including country) and contact (phone or email address), if known					
ABC Paper Co., Ltd. 1-1-1, Koujo-cho, Chiba City, Chiba JAPAN Tel: 043-XX-XXXX Email: xxxxxxx@abc.co.jp					
5. Importer's or consignee's name, address (including country) and contact (phone or email address)					
Vietnam XYZ Trading Company 1-1-1, Hanoi, Vietnam Tel: XX-XX-XXXX Email: xxxxxxx@v-xyz.co.vn					
No.	6. Description of the goods, Invoice numbers and date of invoice	7. HS Code (6-digit level, HS2012)	8. Origin conferring criterion	9. RCEP country of origin	10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied
1	Woodfree printing paper Invoice No. : XYZ-999999 Date : 2022.8.25	4802.55	CTC	JAPAN	100 Rolls ¥ 4,500,000-
11. Remarks					
12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin)					
13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and true as specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 of the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from <u>Japan</u> (exporting country) to <u>Vietnam</u> (importing country).					
Date of Declaration		2022.8.30			
Name of the certifying person		Suzuki Hanako			
Name of the agent of the certifying person					
Address of the agent of the certifying person					
Signature		Suzuki Hanako			
The certifying person ( <input type="checkbox"/> Approved exporter, <input checked="" type="checkbox"/> Exporter, <input type="checkbox"/> Producer, <input type="checkbox"/> Importer)					

輸出者名、住所、  
電話番号、メールアドレス

生産者名、住所、  
電話番号、メールアドレス  
(判明している場合)

輸入者名、住所、  
電話番号、メールアドレス

製品名、インボイス番号、  
インボイス日付

HSコード  
(6桁)

使用した  
品目別原産地  
規則  
(※P50参照)

RCEP原産国

数量、FOB価格

輸出国 (左)、輸入国 (右)

作成年月日  
作成者の氏名  
代理人の氏名  
代理人の住所  
作成者の署名

認定輸出者/輸出者/  
生産者/輸入者いずれか、  
自社の立場にチェック

(※) 使用した原産地基準の記載方法

各協定のフォームにおける、使用した原産地基準の欄の記載方法は以下に従ってください。

	日オーストラリア	CPTPP	日EU・英	RCEP
(品目別原産地規則)				
関税分類変更基準	PSR	PSR	C1	CTC
付加価値基準	PSR	PSR	C2	RVC
(救済規定)				
累積	ACU	ACU	D	ACU
デミニマスルール	DMI	DMI	E	DMI

# その他の対応事項

# 目次

PHASE ① EPA利用の確認 (P8~19)

PHASE ② 原産品であることの確認 (P20~39)

PHASE ③ 証明書の用意 (P40~50)

+α

その他の対応事項 (P51~54)

(1) その他の対応事項

P53

(2) 当局による調査について

P54

(1) その他の対応事項

証明書を用意した後も実施するべき対応事項があります。以下の項目について対応した上で、管理が必要なものについては組織として管理体制を整えることを推奨しています。

対応事項																															
<p><b>積送基準の確認 (輸出品)</b></p>	<p>日本の原産品と証明された産品が、輸出されてから輸入国へ到着するまでに原産性を喪失しないために、原則として、直送されなければなりません。                  しかしながら、輸送上の理由による船や航空機の積み替えや、保税状態での一時在庫等を目的として第三国を経由するケースも考えられます。この場合には、通し船荷証券などの運送書類、経由地において実質的な加工を施していないことを示す根拠書類（非加工証明書等）をもって、原産性を喪失していないことを証明する必要があります。</p>																														
<p><b>書類の保存</b></p>	<p>各協定において、原産地証明書や、原産性を立証する関連書類の保存が義務付けられています。輸出者、生産者は、該当書類を、協定で定める期間は必ず保管しておかなければなりません。その期間は、基本的には、原産地証明書の発給日またはその翌日から以下の期間とされています。                  輸出者と生産者が異なる場合には、いつ原産地証明書が発給されたかが不明であることが一般的であるため、輸出者は生産者に対して、保管すべき期間を明示する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="315 761 1305 1006"> <thead> <tr> <th colspan="2">3年</th> <th>4年</th> <th colspan="3">5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ブルネイ</td> <td>日ベトナム</td> <td>日EU</td> <td>日メキシコ</td> <td>日フィリピン</td> <td>日タイ</td> </tr> <tr> <td>日アセアン</td> <td>RCEP</td> <td>日英</td> <td>日マレーシア</td> <td>日インド</td> <td>日オーストラリア</td> </tr> <tr> <td>日スイス</td> <td></td> <td></td> <td>日チリ</td> <td>日ペルー</td> <td>日モンゴル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日インドネシア</td> <td>CPTPP</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※日シンガポール協定：協定上具体的な明記なし                  ※日米貿易協定：輸入者手配のため、協定上輸出者、生産者としての保存義務の明記なし</p>	3年		4年	5年			日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ	日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア	日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル				日インドネシア	CPTPP	
3年		4年	5年																												
日ブルネイ	日ベトナム	日EU	日メキシコ	日フィリピン	日タイ																										
日アセアン	RCEP	日英	日マレーシア	日インド	日オーストラリア																										
日スイス			日チリ	日ペルー	日モンゴル																										
			日インドネシア	CPTPP																											
<p><b>各種書類・手続きの有効期限の管理</b></p>	<p>各種書類や手続きについて、有効期限が設定されるケースがあります。この場合、輸出者、生産者は、有効期限の管理を行う必要があります。                  &lt;有効期限の管理が必要な例&gt;                  ・サプライヤー証明書（輸出品）                  ・同意通知期限</p>																														
<p><b>定期的な再調査の実施</b></p>	<p>繰り返し輸出される産品については、対象産品の原産性が維持されているかどうか、定期的に生産者へ確認を行うことを推奨します。原産性が失われている状態で証明書を使用すると協定違反となります。社内管理用の有効期限を設定するなど（例：1年）、定期的に原産性を見直す体制を整えておきましょう。</p> <p>&lt;対策&gt;                  ✓ 通常業務の中で変更事項があった場合の連絡を徹底                  ✓ 定期原産性維持確認の時期を設定して実施</p>																														
<p><b>当局による調査 (※詳細は次ページ参照)</b></p>	<p>当局による調査（例：検認）があった場合、最初に輸出者が対応を行います。必要に応じて生産者にも、根拠書類の提出や必要な説明を行うことを依頼します。</p> <p>▶参考資料（経済産業省）                  「経済連携協定（EPA）に基づく原産地証明書（第三者証明制度）への検認について 2022年5月貿易経済協力局貿易管理部 原産地証明室」  <a href="https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/ge nsanchi/points_of_verification.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/ge nsanchi/points_of_verification.pdf</a></p>																														

(2) 当局による調査について

当局による調査の代表的なものとして、何れのEPAにおいても規定がされている「事後確認（検認）」があります。

日本が締結する多くのEPAでは、事後確認の際には日本の当局が仲介をすることになっており、これを「間接検認」と呼びます。一方、一部の協定においては、輸入国当局が直接的に事後確認を行うことができる規定があるので注意が必要です。日本の当局が仲介せず、輸入国当局が直接的に行う事後確認を「直接検認」と呼びます。※1

間接検認

日シンガポール協定	日ベトナム協定
日メキシコ協定（※2）	日インド協定
日チリ協定	日ペルー協定
日タイ協定	日オーストラリア協定（※2、3）
日マレーシア協定	日アセアン協定
日インドネシア協定	日モンゴル協定
日ブルネイ協定	日EU協定
日フィリピン協定	日英協定
日スイス協定	RCEP（※2、4）

直接検認

日メキシコ協定（※2）
日オーストラリア協定（※2、3）
CPTPP（※3）
RCEP（※2、3、4）

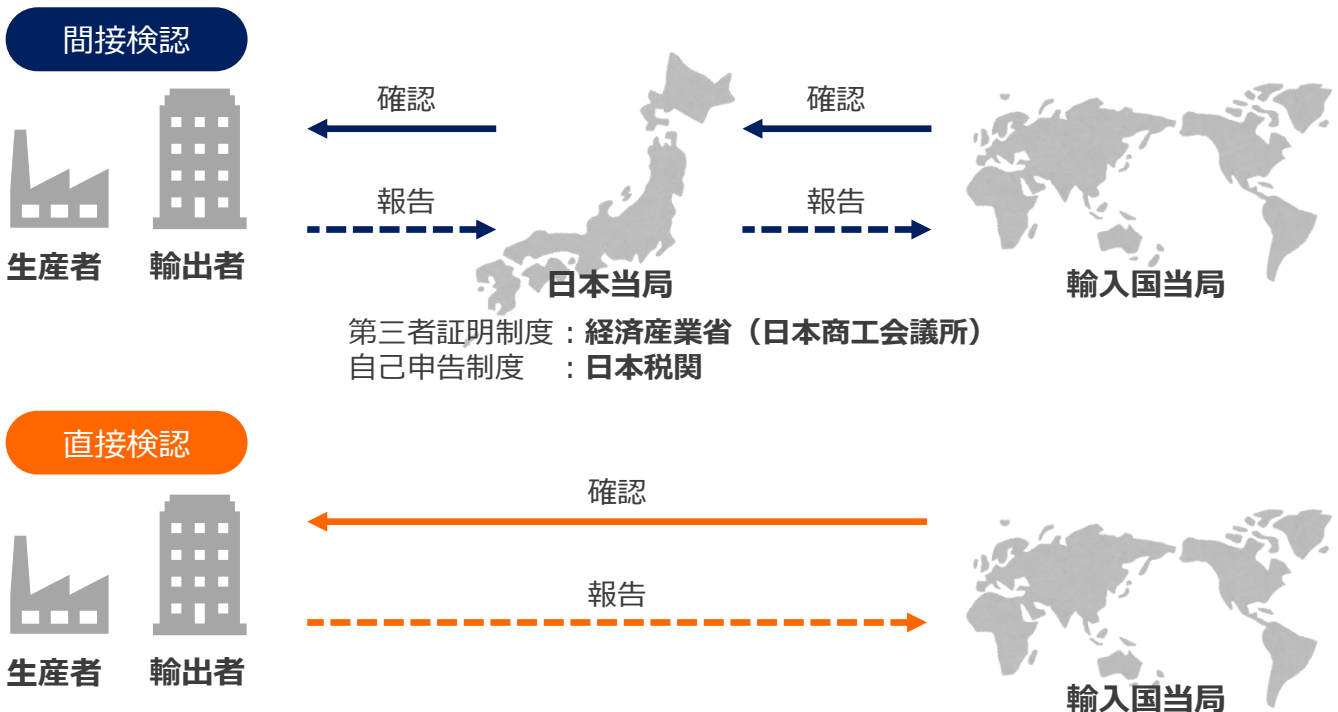
※1 日米貿易協定は輸入者自己申告制度で、事後確認（検認）の対象は原則輸入者のみとなるため、上記の表からは省略しています

※2 協定の規定上、間接検認と直接検認何れも規定されているため、どちらの確認パターンもあり得ます

※3 日オーストラリア協定、CPTPP、RCEPについては、各協定の「自己申告制度」利用の手引きにおいて、検認を受けた際の問合せ先が設定されています。参照先（原産地規則ポータル）：<https://www.customs.go.jp/roo/procedure/index.htm>

※4 RCEPについては、コンタクトポイントを検認の連絡部局として指定できると規定されており、日本への検認については、コンタクトポイント経由で事業者連絡することになっています。

事後確認のフローの例



## EPA/FTA 制度全般に関するお問合せ



### メール相談・対面相談



※回答：電話orメール

HP: <https://epa-info.go.jp/>

E-mail: [epa-desk@epa-info.go.jp](mailto:epa-desk@epa-info.go.jp)



日本貿易振興機構(ジェトロ)

### 電話相談



※回答：原則メール

HP:

<https://www.jetro.go.jp/themetop/export/>

EPA相談窓口 TEL: 03-3582-4943

## 企業登録や発給システムに関するお問合せ



日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当 問合せ先:  
[https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](https://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)  
TEL: 03-3283-7850

## 本マニュアルに関するお問合せ・EPA/FTA活用に関するご相談



〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 国際ビル

HP: <https://jaftas.jp/>  
E-mail: [jaftas\\_info@tktc.co.jp](mailto:jaftas_info@tktc.co.jp)  
TEL: 03-5219-8660

当資料は、2023年2月1日時点において、株式会社東京共同トレード・コンプライアンス（以下、当社）が、日本紙類輸出組合のご協力のもと、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性および完全性を保証するものではありません。当資料に記載しているウェブサイトのURLやHPの画像等、EPAの内容等については、当資料の発行後に変更がなされる可能性があります。また、当社は、当資料に掲載された情報を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負いません。当資料に含まれる方法は作成時点のものであり、関連法令の改正によって予告なく変更または廃止することがあります。当資料に関する著作権は情報提供元のクレジット記載があるものを除きすべて当社に属しますので、当社の事前の書面による同意を得ることなく資料の複製、転用、再配布等を行うことはできません。